

第45回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 11 月 28 日（火） 午後 3 時～午後 4 時 30 分
- 2 場 所 長野県庁 本庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 竹村課長、前島企画幹、竹内担当係長、永原主事、水越主事
- 4 議 題
(1) 意見聴取案件について
(2) その他
- 5 経 過
(1) 11 月 21 日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
(2) 11 月 28 日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
(3) 12 月 6 日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： これより、第 45 回個人情報保護運営審議会を開会します。
本日は新規一般案件が 53 件、登録簿廃棄案件が 1 件でございます。早速新規一般案件の審議から入りたいと思います。案件一覧表の 1 ページ(1)、番号 252 番から番号 255 番の職員課の案件についてご審議いただきたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 252～255 番 ）

会 長： 何かご意見ご質問等、ございますか。
3 ページの収集の対象となる個人情報の範囲について、臨任を臨時的任用職員に、行託を行政嘱託職員に修正いただいたところですが、29 ページの収集の対象となる個人情報の部分も同様に訂正していただくということによろしいですか。

事務局： 予防接種事務ですね。

会 長： はい、その方がよろしいかと思ひます。他に何かございますか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： 続きまして、案件一覧表 256 番から 266 番の県立大学設立準備課の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 256～266 番）

会 長： 256 番から 266 番までの案件ですが、ご質問ご意見等ございますか。

委員： 電子データのセキュリティ対策はどのような状態になっていますか。オンライン結合に関しましては 5 ページに書いてありますので、わかるのですが。

事務局： 基本的に USB などで提供するという、電子媒体で行うということがございます。当然、そのような電子媒体の取り扱いについても厳格な対応をするということで、委託契約書の中に取り扱いについて慎重を期するようという記載ぶりになっているということです。

委員： 委託契約書っていいますと 82 ページに添付のあるものですか。

事務局： そうですね、業務委託契約書のところですよ。

委員： 県側のセキュリティ対策はきちんとなされるということですか。例えば、相手方にきちんとしたセキュリティ対策が取られているかどうかを確認するとか。

事務局： 相手方へは、契約書で求めているということでございます。また、県については、セキュリティ対策という独自の指針等がありますので、それに基づいて対策をしていくということになるかと思っております。

委員： 契約書でということは、そういった対策がちゃんとなされているかどうかという管理・監査等はとられているのでしょうか。

事務局： 県の制度的には、情報セキュリティ指針といった指針もございますので、それに基づいて対策が取られるということがひとつと、契約情報についても、個人情報の取り扱いにおける契約時の契約書については、ひな形や条例等で定めがあり、しっかりと契約情報を記載しなさいという定めもありますので、そういったものを担保に、契約書の作成や対策をするというのが現状だと思っております。

また、ご質問のあったような調査や監査は現行上行っていません。相手方に対し、契約情報に基づいてどのような対策を取っているかは口頭でも確認が取れるものですから、現地に赴いて実際に機器や何かのチェックをすることは、私共の能力的には厳しいのではないかと思います。条項に基づいて適切な対策が取られるかどうか、しっかり確認するようにさせていただきます。

委員： ありがとうございます。

会長： 他にご意見ご質問。よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長： では、案件の一覧表の 2 ページ税務課の番号 267 番から地域福祉課の 270 番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 267～270 番）

会 長： ありがとうございます。

委 員： 要配慮個人情報について、ご説明があった社会的身分と信条に関する収集の根拠は、生活保護法にあるという理解でいらっしゃるんですね。

事 務 局： そういうことです。

委 員： 生活保護法の、その規定の解釈上それが一般的かどうか、解釈的に社会的身分とか信条の情報を収集する点について、そのように解釈するのは適法かどうかについてはちょっと考慮がいると思っています。

ただ、説明を聞くと、聴取者の方から進んでこの項目について聞くのではなく、相手側から進んで話すものですから、その方のその後の状況を引き継ぐ場合に、記録としてはあった方が便利ということにする、ということが実務的な配慮だと聞いていますので、その点は理解できますが、いずれにしても慎重に取り扱うべき情報であるという意識は必要かと思えます。

会 長： そうですね。

委 員： それともう一点。今回の説明を聞いてわかったのですが、第三者提供する際に、受給の有無と受給開始年月日だけ提供するということですか。

事 務 局： はい。元々の照会は資料で示した文面できたのですが、税務課、地域福祉課で調整していく中で、今回の二項目だけで県税徴収事務の事務は遂行できるということですので、必要最低限の受給の有無と受給開始年月日のみを、目的外利用するということになりました。

委 員： その点は、何らかのかたちで明記しておきたいですね。

会 長： 私もそう思いました。それはどこに明記されているのかなと思っていましたが、意見聴取の様式7に目的外利用の内容が①受給の有無と②受給の開始年月日であるということは入れ込んでおいた方がいいかと思えます。いかがでしょうか。

事務局：　そうですね、様式7では直接その2つを書いていませんでした。

会長：　提供する項目は、様式7の4の(2)の提供する個人情報の項目ですか。

事務局：　そのとおりです。99ページの様式5を併せて提出ということになりますので、3番の目的外利用する記録情報の項目に記載のあるように、提供する項目を生活保護受給の有無と開始年月日に限定しているというかたちになっています。

会長：　少しわかりにくいので、様式7の4の(2)のところ、もう一度項目を明記してはどうですか。その方がわかり易くなると思いますが、いかがでしょう。

事務局：　そうですね、その方がわかり易いと思います。

会長：　それでは、そのように訂正して頂くということでよろしいですか。

事務局：　そのようにしたいと思います。

会長：　よろしいですか。それでは、続けてまいります。案件一覧表の2ページ、番号の271番から289番の保健・疾病対策課の案件ですね。事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明　番号271～289番）

会長：　いかがでしょうか。何かご意見ご質問ございますか。

委員：　277番の「特定医療費受給者証交付・更新・確認事務」の案件には支給認定申請書に個人番号って入っていますよね。しかし、他の同じような案件では個人番号までは要求されていませんが、何かそのあたりの線引きはあるのですか。

事務局：　そうですね、こちらの事務だけ個人番号が入っていますので、他の案件を説明している間に、確認させて頂きたいと思います。

会長：　他にいかがでしょうか。それでは、続けてまいります。案件一覧表の3

ページ、千曲川流域下水道事務所の番号 290 番からリニア整備推進局の番号 294 番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 290～294 番）

会長： いかがでしょうか。何かご意見ご質問等ございますか。

委員： 形式的な話ですが、292 番の「建設部が所管する道路・河川・砂防事業等に係る用地取得事務」の個人情報を記録する公文書の名称の中で、今までご説明頂いてきた中には、要配慮個人情報というカテゴリーを設けられて整備されてきたと思うのですが、こちらも様式を統一したほうがよろしいのではないかと思うのですけれども。

事務局： おっしゃるとおりですので、統一してまとめたいと思います。

会長： 他にないようでしたら、続けてよいでしょうか。教育政策課 295 番から義務教育課の 302 番の案件まで説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 295～302 番）

会長： 何かご意見ご質問ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長： 続けて案件一覧表 4 ページ、刑事企画課の番号 303 番および案件一覧表 5 ページ、生活安全企画課の番号 304 番の案件について説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 303、304 番）

会長： 何かご意見ご質問ございますか。よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長： では、続いて登録簿の廃棄案件の審議に入ります。案件一覧表の観光誘客課の番号 305 番の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 305 番）

会長： ここで、事務局から先ほどの 277 番の案件に関する質問について説明があるようですので、お願いします。

事務局： 先程の質問について担当課に確認したところ、139 ページの「特定医療費受給者証交付・更新・確認事務」のみが、国で定めている番号法利用事務となっており、申請書にマイナンバーを記載するようになっているとのことです。その他の事務については、番号法利用事務ではなく、マイナンバーを集める際には条例で定めることが必要ということから、他の事務でマイナンバーは収集せず、番号法利用事務であるこの事務のみ収集しているとのことでした。

委員： ありがとうございます。

会長： 廃棄案件についてはいかがでしょうか。他に何か全体を通して何かご意見とかご質問とかはよろしいでしょうか。

本日の意見徴収案件については全て終了いたしました。今回の審議会におきましては、全件について適当という意見でよろしいでしょうか。

委員：（意見なし）

会長： 続きまして、議事のその他に移ります。

始めに議事録の確認を行いますが、事前に前回の審議会の会議録を事務局から送付してあると思いますが、記載内容について何かご意見等ございますか。

委員：（意見なし）

会長： それでは 44 回の審議会会議録はこの内容で確定させていただきます。続きまして、次回の審議会の日程ですが、事務局から日程の方ご説明ください。

（日程調整）

会 長： それでは、3月26日の2時半以降ということで暫定的にご予定頂き、1月に事務局から、再度確認するということにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を、終了とさせていただきたいと思えます。お疲れ様でございました。